

●香川県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市善通寺町5丁目230 番51地先から 善通寺市善通寺町4丁目680 番18地先まで	13.4~27.5	200	平成26年香川県告示第319号 で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成27年10月9日